

国立大学法人富山大学研究代表者等特別手当支給細則

令和4年11月22日制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学職員給与規則第30条の8に規定する研究代表者等特別手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給額)

第2条 研究代表者等特別手当の月額は、国立大学法人富山大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）等の人件費支出制度に関する取扱要項（令和4年11月22日制定）に基づき承認された研究代表者等自身の処遇改善に用いる支援経費（以下「処遇改善支援経費」という。）を次条に定める研究代表者等特別手当の支給月数で除した額とする。ただし、処遇改善支援経費が2以上の場合にあっては、それぞれの処遇改善支援経費について算出するものとする。

(支給の始期及び終期)

第3条 研究代表者等特別手当は、富山大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者等の人件費支出制度（以下「PI制度」という。）の適用開始日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、PI制度の適用終了日の属する月をもって終わる。

(支給の変更及び中止)

第4条 処遇改善支援経費を変更した場合の研究代表者等特別手当の月額は、変更後の処遇改善支援経費を変更後の研究代表者等特別手当の支給月数で除した額とし、処遇改善支援経費が変更された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から適用する。

2 前項において、処遇改善支援経費が変更された日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの研究代表者等特別手当の月額は変更しない。

3 PI制度の適用を中止した場合の研究代表者等特別手当は、PI制度の適用中止日の属する月まで支給し、かつ研究代表者等特別手当の月額は変更しない。

(端数計算)

第5条 この細則により計算した研究代表者等特別手当の月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この細則によりがたい場合又はこの細則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この細則は、令和4年11月22日から施行する。